

厚岸町規則第7号

厚岸町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月20日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町印鑑条例施行規則（平成10年厚岸町規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。